

標準作業書  
[ 破 碎 業 ]

【記入例】

〇〇自動車株式会社 △△事業所

令和 年 月 日 制定



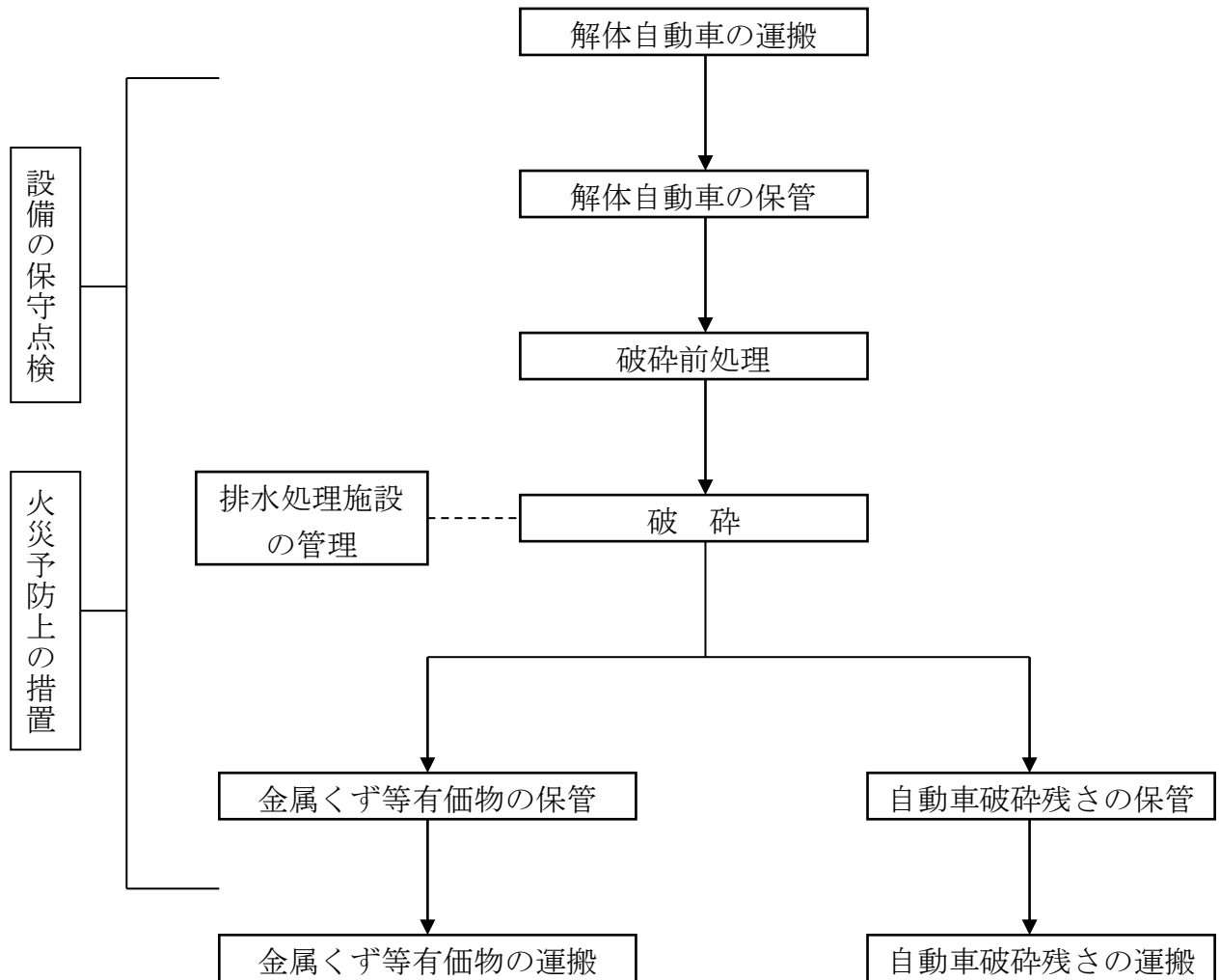
## 目 次

1	フローチャート（処理の流れ）	5
2	解体自動車の運搬の方法	6
	（1）自社車両による運搬	
	（2）廃棄物処理法の収集運搬業の許可業者への委託	
3	解体自動車の保管	7
	（1）保管場所の範囲の明確化	
	（2）保管の方法	
4	解体自動車の破砕前処理の方法	8
	（1）圧縮の方法 [圧縮機の例]	
	（2）せん断の方法 [切断機の例]	
	（3）破砕前処理後解体自動車の運搬先	
	（4）生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置	
5	解体自動車の破砕の方法	9
	（1）破砕の手順（プレシュレッダー＋シュレッダーの場合）	
6	自動車破砕残さの保管の方法	10
	（1）保管設備の構造、使用方法等	
	（2）保管方法等	
	（3）自動車破砕残さ以外のほかの残さを混入しないための方法	
7	排水処理施設の管理の方法 [排水処理施設を設置する場合に限る。]	11
8	破砕業の用に供する施設の保守点検	12
9	火災予防上の措置	13
	（1）危険物への対応	
	（2）労働安全衛生法への対応	
	（3）従業員への周知・教育・訓練	
	（4）緊急通報体制	

1 0	自動車破碎残さの運搬の方法・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5
	(1) 自社車両による運搬	
	(2) 廃棄物処理法の収集運搬業の許可業者への委託	
1 1	事業所の配置図・・・・・・・・・・・・・・・・	1 6

この標準作業書は、事業所内に常備し、従業者に周知を徹底するものとする。  
外国人従業員についても、作業例を実際に示す等により、周知を徹底する。

# 1 フローチャート（処理の流れ）



## 2 解体自動車の運搬の方法

### (1) 自社車両による運搬

- ① 解体自動車の運搬車両からの積み降ろしは、フォークリフトにより行い、当社事業場及び破砕業者の保管場所の床面を破損させないように留意して行う。
- ② 自社車両を使用し運搬する。使用車両は以下のとおりである。

使用車種	最大積載量	自動車登録番号
キャブオーバ	3 t	千葉100あ1234

- ③ 運搬に当たっては、廃棄物処理法に基づく収集運搬の基準を遵守する。

### (2) 廃棄物処理法の収集運搬業の許可業者への委託

解体自動車の当社への運搬は、原則的に、上記の自社運搬車両で行うが、自社車両が何らかの理由で使用できない場合は、産業廃棄物収集運搬業の許可を有する次のものへ委託することとする。

収集運搬業者	許可番号
(有)〇〇〇金属	第・・・・・・・・・・号
(株)〇〇〇自動車	第・・・・・・・・・・号

### 3 解体自動車の保管

#### (1) 保管場所の範囲の明確化

- ① 保管場所は、別紙配置図に記載のとおり。
- ② 保管場所の境界にロープを張り範囲を明示する。
- ③ 保管場所の面積は〇〇㎡

#### (2) 保管の方法

- ① 保管は、囲いから30cm離れた場所から行い、積み重ねる際は囲いから3m以内では2段積み高さ3mまで、囲いから3mを超える場所では3段積み高さ4.5mまでとする。
- ② 積み重ねる場合は、それぞれの自動車の重心がほぼ重なるよう、整然と行う。

保管量の上限：〇〇台

#### **床面が鉄筋コンクリート等でなく、廃油・廃液が漏出するおそれがある 解体自動車を保管する場合**

保管場所には鉄筋コンクリートの床面や油水分離槽等は設けないが、老朽化した車両や事故車等、廃油・廃液の漏出するおそれがある車両は、直ちに解体作業場で液抜きを行い、保管場所で廃油・廃液が漏れないように適切に処置した上で保管する。

#### **トラック等大型車を保管する場合**

平置きで保管する。

## 4 解体自動車の破砕前処理の方法

### (1) 圧縮の方法 [圧縮機の例]

- ① 圧縮前の解体自動車を保管場所からフォークリフトで圧縮機まで運搬する。
- ② ニブラ等重機を用いて解体自動車をつかみ、作業場で降ろし、簡易整形して圧縮機に投入する。
- ③ プレス機を遠隔操作にて作動させ2軸圧縮を行う。
- ④ 解体自動車を○台圧縮するたびにフォークリフトにより圧縮後解体自動車保管場所へ運搬する。
- ⑤ 圧縮に当たっては、自動車以外のもの（家電、自動販売機等）を混入させることのないように行う。

### (2) せん断の方法 [切断機の例]

- ① せん断前の解体自動車を保管場所からフォークリフトで切断機まで運搬する。
- ② 重機を用いて切断機に投入する。
- ③ せん断後解体自動車をリフティングマグネットで保管場所に移動する。
- ④ せん断に当たっては、自動車以外のもの（家電、自動販売機等）を混入させることのないように行う。

### (3) 破砕前処理後解体自動車の運搬先

- ① 破砕業者：〇〇商店株式会社 許可番号：第・・・・・・・・・・号
- ② 解体自動車全部利用者：〇〇製鉄株式会社

### (4) 生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置

- ・ 圧縮は移動先の事業所内で、かつ、周辺に影響が少なく、床面が鉄筋コンクリートで舗装された場所で行い、道路上では作業しない。
- ・ 近隣に住宅がある場所では早朝・夜間は作業しない。

作業時間：午前 時から午後 時まで（日曜・祝日は休業）

- ・ 廃油及び廃液の漏出があった場合には、直ちにウエス等で拭き取り、原状回復を図る。また、解体業者に対し廃油及び廃液の確実な回収を促す。



## 5 解体自動車の破砕の方法

破砕の手順（プレシュレッダー＋シュレッダーの場合）

- ① 自動車以外のもの（家電、自動販売機等）の混入がないことを確認し、プレシュレッダーに投入する。
- ② 解体自動車を切断機に投入し、細かく破砕加工した後、機器（磁気選別機等）により有用金属（鉄・アルミニウム等）を回収する。

## 6 自動車破碎残さの保管の方法

### (1) 保管設備の構造、使用方法等

#### 〔屋根がある場合〕

屋根、鉄筋コンクリート床面、排水処理施設のある保管施設で保管する。

#### 〔屋根がない場合〕

- ① 排水処理施設により、汚水の処理を行う。
- ② 床面は鉄筋コンクリート構造であるが、汚水の地下浸透を防止するため、床面のひび割れ等があれば早急に補修を行う。
- ③ 自動車破碎残さの飛散又は流出がないように、必要に応じて防塵ネットを用いる。

### (2) 保管方法等

自動車破碎残さの飛散又は流出が起こらないように保管する。

### (3) 自動車破碎残さ以外のほかの残さを混入しないための方法

自動車破碎残さ（A S R）とそれ以外の残さ（S R）とを区別して保管する。

**7 排水処理施設の管理の方法** [排水処理施設を設置する場合に限る。]

**[油水分離装置による場合]**

- ① バキュームにより浮遊している油分を除去する。
- ② 毎日、各槽の蓋を開け、油膜の状況、槽のひび割れの状態を確認する。
- ③ 廃油及び汚泥は定期的に引き抜き産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

委託処理業者

収集運搬業者：〇〇環境株

許可番号 第・・・・・・・・・・号

中間処理業者（再生利用）：(有)〇〇興産

許可番号 第・・・・・・・・・・号

**[排水処理施設による場合]**

- ① 管理マニュアルに基づいて管理を行う。
- ② 千葉県〇〇〇〇〇条例に従い、管理報告書を県に提出する。

## 8 破碎業の用に供する施設の保守点検

保守点検箇所・チェックポイント、頻度を定めた保守点検計画に基づき、次のとおり、保守点検を実施する。

区分	点検箇所・ポイント	点検時期	保守方法
プレス機	破損の有無	1回/月	直ちに応急措置した後補修
せん断			
一次破碎機			
破碎機			
選別機			
コンベア	① 破損の有無 ② 異常音の有無	① 1回/週 ② 毎日（始業時）	①直ちに補修 ②直ちに補修
囲い等	① 破損の有無 ② 施錠の適否	① 1回/週 ② 毎日（作業終了時）	①直ちに補修 ②直ちに補修
床面	① ひび割れの有無 ② 鉄板溶接部の隙間の有無 ③ 油膜の有無	毎日（始業時）	① 直ちに補修 ② 直ちに補修 ③ 直ちに除去
排水処理施設	① 放流水質 ② 堆積物の量	① 随時 ② 1回/週（○曜日）	②除去
排水溝	① 破損の有無 ② ごみ・異物の有無	1回/週（○曜日）	①直ちに補修 ②適宜汲み取る
公害防止機器	① 破損の有無 ② 貯留量の確認	③ 1回/週（○曜日）	①直ちに補修 ②適宜汲み取る

## 9 火災予防上の措置

### (1) 危険物への対応

① 管理者の選任

危険物の取扱いに関する管理者を選任する。

危険物管理責任者：○○ ○○

② 消火器の設置場所

設置場所は、別紙配置図に記載のとおり。

③ 決められた場所以外で火気を使用する場合は、防火責任者の許可を得る。

④ 消火器、表示板、看板の点検を実施する。

防火責任者が3箇月に1回実施する。

### (2) 労働安全衛生法への対応

〔アセチレン溶接装置等を使用して溶断する場合〕  
作業主任者：○○ ○○

### (3) 従業員への周知・教育・訓練

① 危険物の取扱い及び高圧ガスの取扱い等について従業員全員が理解し、実践できるように年○回周知・教育を実施する。

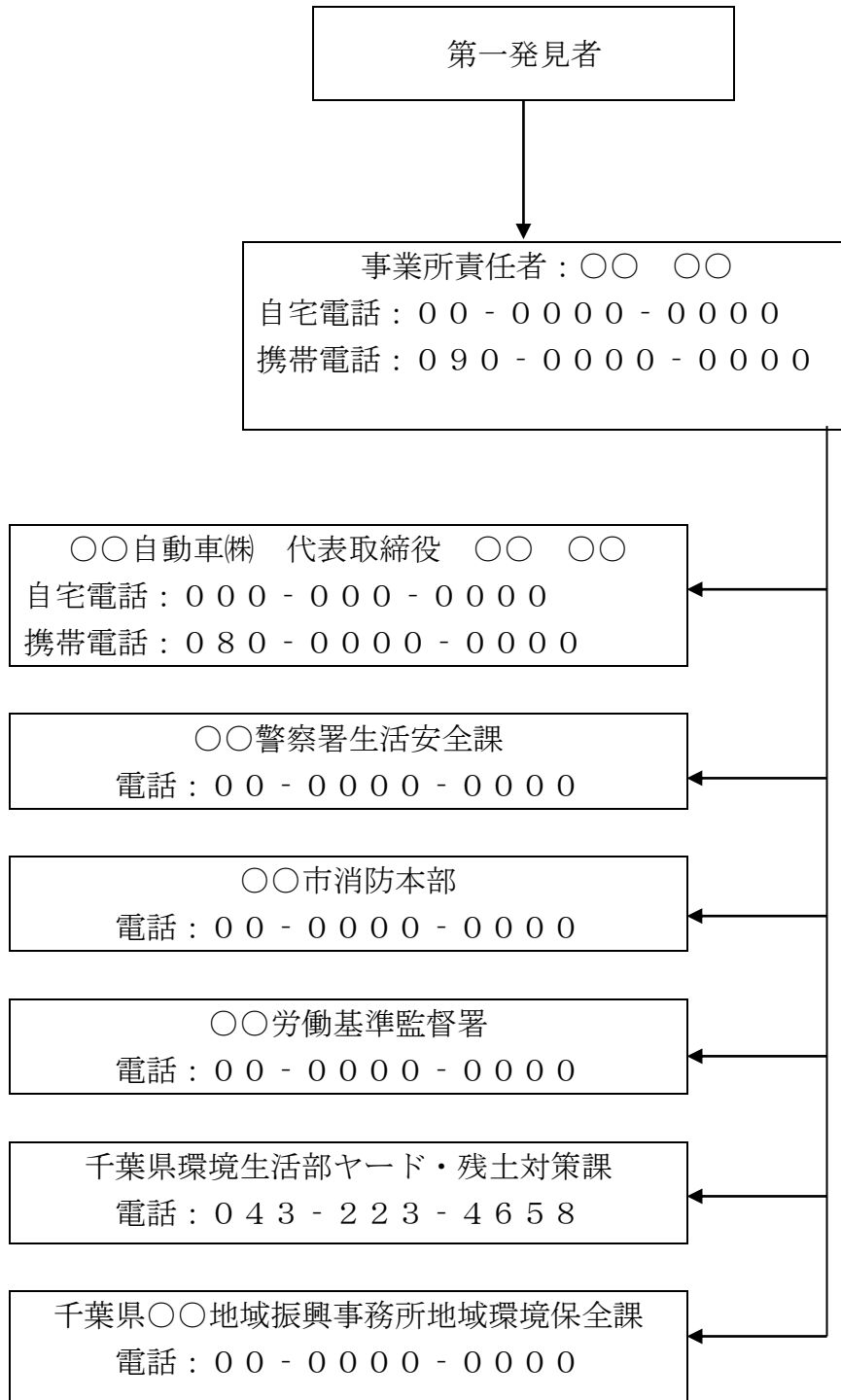
緊急時における措置について年1回(○月)訓練を行う。

② 周知・訓練項目

- ・ ガソリン、軽油等危険物に関する基礎知識と取扱い
- ・ アセチレン、酸素等高圧ガスに関する基礎知識と取扱い
- ・ 危険物施設、高圧ガス施設の運転・操作方法
- ・ 消火器等消火設備の取扱方法
- ・ 緊急時及び火災時の対応方法

#### (4) 緊急通報体制

火災等の事故の発生時に備え、連絡先を記載した連絡通報体制図を作業所及び事務所の見やすい場所に掲げる。



## 10 自動車破碎残さの運搬の方法

### (1) 自社車両による運搬

- ① 自動車破碎残さはダンプカーに積載し、被覆シートで覆いをして雨による漏れ、飛散流出がないように輸送する。

使用車種	最大積載量	自動車登録番号
ダンプカー（覆い付き）	10 t	千葉県100あ1234
		千葉県100い5678
		千葉県100う9012

- ② 運搬に当たっては、廃棄物処理法に基づく収集運搬の基準を遵守する。

### (2) 廃棄物処理法の収集運搬業の許可業者への委託

自動車破碎残さの当社からの運搬は、原則的に、上記の自社運搬車両で行うが、自社車両が何らかの理由で使用できない場合は、産業廃棄物収集運搬業の許可を有する次のものへ委託することとする。

収集運搬業者	許可番号
(有)〇〇〇金属	第・・・・・・・・・・号
(株)〇〇〇自動車	第・・・・・・・・・・号

**1 1 事業所の配置図**  
別紙参照